

Q 新たな原材料の産地表示はいつから始まるのですか。

A 平成29年9月1日から制度はスタートしており、食品メーカー等は原材料の産地を表示する必要があります。しかし、平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。準備ができた商品から順次表示されます。

Q 外食やお店で調理されている総菜にも表示されますか。

A レストランなどの外食やお店で調理された総菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することが可能であるため、原材料の産地表示の対象としていません。

Q 1番多い原材料以外には原材料の産地は表示されないのですか。

A 1番多い原材料以外に産地を表示する義務はありませんが、2番目以降の原材料についても、食品メーカー等の自主的な取組として産地の表示をすることが望ましいと考えています。

Q 輸入した加工食品には原材料の産地は表示されるのですか。

A 輸入した加工食品には原材料の産地を表示する義務はありません。なお、現在も、輸入した加工食品には、その商品がどこの国から輸入されたものかを示す「原産国名」が表示されています。

Q なぜ「その他」や「輸入」、「輸入又は国産」と表示する必要があるのですか。

A 原材料によっては、国別重量順で表示すると、頻繁な包材の切替えが必要となり、食品メーカー等の対応が難しかったり、大量の資材が無駄になったりしてしまうことから、このような表示を認めています。

Q 表示内容が適正であるかどうかは、誰がどのように確認するのですか。

A 消費者庁や農林水産省などの国、都道府県や政令指定都市の地方公共団体の職員が、食品メーカーやスーパー等への立入検査等を行い、食品表示の確認を行っています。もし、表示内容が適正でない場合は、改善するよう指導等を行っています。

Q 表示の意味が分からない場合はどこに問い合わせればよいですか。

A まずは、商品に表示されている食品メーカー等のお客様相談センターなどにお問い合わせください。また、表示方法に関する一般的な問合せは、消費者庁の他、農林水産省、地方農政局、農林水産消費安全技術センター、都道府県等がお答えします。

お問合せ先

- 消費者庁食品表示企画課 ☎03-3507-8800(代)
<http://www.caa.go.jp/foods/>
- 農林水産省消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804
- 農林水産省地方農政局・内閣府沖縄総合事務局
 - 北海道農政事務所 ☎011-330-8825
 - 東北農政局 ☎022-221-6108
 - 関東農政局 ☎048-740-0090
 - 関東農政局東京都拠点 ☎03-5144-5266
 - 北陸農政局 ☎076-232-4113
 - 東海農政局 ☎052-223-4611
 - 近畿農政局 ☎075-414-9026
 - 近畿農政局大阪府拠点 ☎06-6941-9060
 - 中国四国農政局 ☎086-224-9409
 - 九州農政局 ☎096-211-9156
 - 九州農政局福岡県拠点 ☎092-281-8261
 - 沖縄総合事務局 ☎098-866-1672
- 農林水産消費安全技術センター ☎050-3481-6023
- 最寄りの各都道府県 下記ウェブページで御確認ください。
<http://www.caa.go.jp/foods/toiwase2.html>

原料原産地

検索

ご存じですか?

※平成29年9月1日から順次
全ての加工食品の
原材料の産地が表示されます!

～産地を見て、商品を選びます～

※平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。



名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、デンマーク産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)...
内容量	150g
賞味期限	30.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関 〇-〇-〇

Q 「原料原産地表示」制度とは何ですか。

A 「原料原産地表示」制度とは、国内で作られた加工食品の原材料の産地を商品に表示する制度です。表示する必要がある原材料が生鮮食品の場合はその産地が、加工食品の場合はその製造地が表示されます。



新しい!

原料原産地表示制度 Q&A

Q : 実際にどのように表示されるのですか。

A この「国別重量順表示」が原則です。

1番多い原材料に産地が表示されます。

原材料の産地が「国産」、「アメリカ産」等と表示されます。

名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉 (国産、アメリカ産、その他)、豚脂肪…

原材料の産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示されることもあります。

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

産地が、

1か国の場合	豚肉 (アメリカ産)
2か国の場合	豚肉 (アメリカ産、国産)
3か国以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●全て表示する場合 豚肉 (アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産) ●3か国以降を「その他」と表示する場合 豚肉 (アメリカ産、国産、その他)

Q : 「アメリカ産又は国産」とは、どういう意味ですか。

A 名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉 (アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

「又は表示」をした根拠が注意書きとして表示されます。

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。
過去の使用実績等では、「アメリカ産」の方が、「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

Q : 「輸入」とは、どういう意味ですか。

A 名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉 (輸入)、豚脂肪…

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。
国産の原材料は使用されていません。



Q : 「〇〇製造」とは、どういう意味ですか。

A 名 称 チョコレートケーキ
原材料名 チョコレート (ベルギー製造)、小麦粉…

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。
ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

原材料が加工食品の場合は、その製造地が「国内製造」、「ベルギー製造」等と表示されます。
「〇〇製造」と表示されていた場合、作られた国を意味しており、産地とは必ずしも一致しません。



Q : 「国産又は輸入」とは、どういう意味ですか。

A 名 称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉 (国産又は輸入 (5%未満))、豚脂肪…

※ 豚肉の産地順・割合は、平成〇年の使用実績順

過去の使用実績等の平均使用割合が5%未満の産地に表示されます。この場合、「輸入」が5%未満という意味です。

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。
過去の使用実績等では、「国産」の方が「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。